

A（リーチサイト）賛成・反対入れず

侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い悪質なものに限定して規制することに賛成する。

ただし、「場・手段」を限定する方法について、例示されている「主として違法な自動公衆送信を助長する機能を担っているウェブサイト等」のみを要件とするのは疑問である。技術面からみると「機能」というのは中立的なものであり、サイト運営者の意図にかかわらず、サイトから何らかのリンクが張られていれば「違法な自動公衆送信を助長」する結果となることは否定できず、そのような定性的な要素について「主として」といえるかどうかを判断することは難しく、サイト運営者にとり判断に苦しむ場合があると考えられる。この要件だけでは実質的に規制対象を十分に限定する意味を果たせず、結果として表現行為への委縮効果をもたらすおそれがあることには留意いただきたい。例えば絞り込みの要件として、「サイトの開設の意図・目的」を中心に据え、例示されている「主として違法な自動公衆送信を助長する目的で開設されているものと認められるウェブサイト等」を要件として設定し、加えて客観的の事情を要件として設定することも考えられる。仮にサイトの仕様等の客観的の事情を要件に取り込むのであれば、不正な主観的意図の存在を推認できるような事情（例えば、「専ら違法な自動公衆送信を助長する手段（リンク）だけで構成されているウェブサイト」、「侵害コンテンツへのリンクが相当割合を占めるウェブサイト」とするなど）を具体的に明記し、サイト運営者に対する明確な指針とすることで、規制対象として想定されていないウェブサイト等にまで解釈の射程が広がらないような工夫も考えられるところである。検討の視点として置かれている表現の自由を不当に制限する結果を招来しないとの配慮を踏まえ、要件を定めて頂きたい。

なお、脚注23の記述を根拠として、過失である場合も含めなければならないかのような記述がなされているが、そもそも「プロバイダに対してリンク等の掲載者に関する発信者情報開示請求ができない、とまで言えるかは不明であり（「発信者情報開示がなされにくくなる」可能性はあると考えられる）、これをもって過失も対象とする理由とすることには無理があるとの指摘があった。

B（ダウンロード違法化）賛成・反対入れず

今般の検討において立法事実として捉えられているのは、違法にアップロードされた出版物がダウンロードされることによって被害が生じていることであると理解される。そうした被害への対策として、一定の範囲でダウンロードを違法化することには賛成する。インターネットユーザーによる私的なダウンロードであっても、それが権利者に与える影響は甚大なものとなるし、侵害コンテンツと知りながら海賊版サイトから海賊版をダウンロードする利用者を、法30条によって保護するに値しないと考えられる。

しかしながら、著作物の種類を区別する合理性はないとの理由で、全ての著作物を対象としてダウンロードの違法化を進めることについては、必ずしも議論が尽くされたとは言い切れないことから、まずは喫緊の課題として被害実態が語られてきた侵害出版物に関するダウンロードを違法化し、それ以外に

ついて改めて慎重に検討を重ねた方がよいと考える。これまで合法とされてきた私的複製のうち違法となる行為の対象を大きく拡大することのバランスとして、ダウンロードする者の主観要件によって違法となるケースを限定することを想定しているようであるが、Web コンテンツの利用を念頭に置くと、消費者が思いがけず違法とされる懸念を払拭しきれないことからすると、対象著作物の範囲すなわち有償著作物への限定、あるいは権利者の利益を不当に害する場合への限定など、違法とされる行為類型の限定の可否について、より一層検討されることが望ましい。また、過去の違法な録音・録画に係る刑事罰の導入に際して、有識者や各利害関係者による議論が十分に行われたのかどうか不明であることや、刑事罰導入後の著作物の提供形態の変化を踏まえると、既存の刑事罰規定を当然の前提とするのではなく、上記の検討に併せて、例えば有償要件について「営利性」に修正するとどのような影響が生ずるかといった点も含めて、見直しの検討が必要ではないかと考える。

また、対象物が侵害著作物であると考えた権利者が、後日の裁判手続等に備えて対象物を含む第三者の静止画・テキスト等のコンテンツを証拠として保全する目的でダウンロードすることも考えられるところ、結果的に裁判手続を行わなかった等の理由により、万が一そのような行為が違法とされるようなことになれば、かえって権利者の利益を損ねることにもなりかねない。

ダウンロード違法化の対象拡大が想定外の影響をもたらすことのないよう、脚注 56 に挙げられている研究目的のダウンロード以外の利用態様についても、法第 30 条第 1 項以外の既存の権利制限規定を柔軟に解釈することによる救済や新たな権利制限規定の創設等を緻密に検討すべきである。

C (アクセスコントロール) 賛成・反対入れず

情報一般の規制とはしない点について、不正競争防止法についての言及はあるが、今般の改正においても同様に配慮されることを明確にして頂きたい。

また、現行法で除外されている「技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合」については、今般の改正においても継続して除外されることを明確にして頂きたい。

E (当然対抗) 賛成

制度導入を歓迎する。

独占的ライセンシーによる差止請求権の付与について継続して検討して頂き、制度導入を望む。

F (行政手続) 賛成

地理的表示法に基づく審査手続や種苗法に基づく審査手続・調査手続のために必要と認められる場合に、必要と認められる限度の複製、翻訳、複製物の譲渡を権利の制限とすることに賛成する。

一方、今後、行政庁や独立行政法人において行う手続で、著作物の利用について必要となる場合に備え、所謂「第三層」の柔軟な規定として整備するか、ドイツ著作権法 45 条のように広く裁判所、仲裁裁判所や行政庁の手続における複製等を包括して権利制限を認める規定に改正されることを望む。

G (政令のニーズ) 賛成・反対入れず

改正著作権法 47 条の 5 第 1 項 3 号の規定に基づく政令のニーズについて、文化審議会著作権分科法制・基本問題小委員会で審議された結果が記載されているが、ニーズ A については、付随性要件の充足性を

巡って委員間で多様な意見があったとされる。付随性要件については、これまでに解説も見られるものの、軽微性要件等の他の要件との関係など、その解釈（区分性、主従性、一体性の要否）が利用者にとり必ずしも明確となっているとは言えない。そこで、付随性要件の充足性について、小委員会で提示された委員の多様な意見をより詳細に公開するなど、今後の解釈の参考となるよう類型の考え方や視点を示されることを期待する。

また、先の改正法施行に向けての政省令に関する意見募集においても述べたところであるが、今後、法第 47 条の 5 第 1 項の解釈について活発な議論がなされる契機となるように、応募されたニーズについて、ニーズ提供者の同意をベースとする公開の方策を検討頂きたい。